

農業改革における主な論点と改革案の概要について

※アンダーラインは今後の検討事項

主な論点	規制改革会議の農業改革案(5/22)	与党案(6/10)	規制改革会議の答申(6/13)
<p>◆農業委員会の委員の選挙・選任方法 現行制度が委員の選定方法として最適か。</p> <p>【現状】 ・県内農業委員数 892人（1市町村平均21名） うち選挙委員 682人 ※直近の選挙で投票が行われたのは42市町村中2委員会。</p>	<p>○選挙制の廃止、市町村長が選任する選任委員に一元化 ○農業団体等からの推薦制度の廃止 ○農業委員の人数制限（5名～10名程度）</p>	<p>○市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制 ○議会推薦、団体推薦による選任制度は廃止 ○農業委員の人数制限（現行の半分程度）</p>	与党案に同じ
<p>◆農業委員会の委員の報酬 業務の内容に見合った報酬か。</p> <p>【現状】 ・おおむね月額1万円程度（市町村により異なる）</p>	○委員報酬の適正化	○委員の報酬水準の引上げを検討	与党案に同じ
<p>◆農地利用推進員(仮称)の設置 農地の利用調整活動、担い手育成・発展支援の実務は誰が担うのが適当か。</p> <p>【現状】 ・農業委員が実務を担っている。</p>	○農地の利用調整活動を行う農地利用推進員(仮称)の設置を法定化	○農地の利用の最適化等を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)を設置	与党案に同じ
<p>◆都道府県農業会議・全国農業会議所の役割の見直し 農業委員会の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか。</p> <p>【現状】 ・ネットワークを活用し農業委員会の活動を支援。</p>	○法律に基づく都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止	○役割を見直し、都道府県・国が法律上指定する法人へ移行	与党案に同じ
<p>◆農業委員会の情報公開等 農業委員会の活動状況が農業者等へ十分伝わっていないのではないか。</p> <p>【現状】 ・農業委員会だより等による情報発信</p>	○農業委員会による農業者等への適切な情報発信、等	言及なし	○農業委員会による農業者等への適切な情報発信、等
<p>◆遊休農地対策 遊休農地解消を図るための仕組みは十分か。</p> <p>【現状】 ・年1回農地の利用状況を調査し、意向を確認</p>	○農業委員会が市町村長に対して遊休農地に対する早期かつ実効的な措置命令を促す仕組みの構築、等	言及なし	○農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みの構築、等

農業改革における主な論点と改革案の概要について

※アンダーラインは今後の検討事項

	主な論点	規制改革会議の農業改革案(5/22)	与党案(6/10)	規制改革会議の答申(6/13)
農業委員会等の見直し	<p>◆転用違反への対応 転用違反への対応は十分か。</p> <p>【現状】 ・転用違反に係る処分や罰則はあるが、活用されていない。</p>	○農業委員会が農林水産大臣又は都道府県知事に対して農地転用違反に対する実効的な処分を促す仕組みの構築	○農業委員会が都道府県知事等に対して農地転用違反事案について権限行使を求めることができることとする	与党案に同じ
	<p>◆行政庁への建議等の業務の見直し 法律に基づく業務として適切か。</p> <p>【現状】 ・農業者の代表機関として建議、諮問答申などを実施</p>	○農業及び農民に関する事項についての意見公表等を法律に基づく業務から除外	○農業及び農民に関する事項についての意見公表等を法律に基づく業務から除外	与党案に同じ
	<p>◆転用制度の見直し 6次産業化等を推進する上で転用制度が妨げとなっていないか。</p> <p>【現状】 ・農業用施設とみなされる場合は転用要件を緩和</p>	○農振地域等における植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用の規制緩和	○ <u>優良農地の確保を基本としつつ、植物工場、6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については見直しを実施</u>	与党案に同じ
	<p>◆転用利益の地域の農業への還元 農地転用の転用利益を地域農業へ還元することで農地流動化を促進できないか。</p> <p>【現状】 ・地域の雇用増大に繋がる場合等に転用要件を緩和</p>	○農地を農地以外のものに転用する場合の転用利益の地域農業への還元方策の検討	○ <u>農地を農地以外のものに転用する場合の転用利益の地域農業への還元方策については中長期的に検討</u>	与党案に同じ
農業生産法人の見直し	<p>◆農業生産法人の要件の見直し 企業参入等を促進するため、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件緩和が必要ではないか。</p> <p>【現状】 ・役員要件：過半数が常時従事者 ・議決権要件：農業関係者が4分の3以上、等</p>	<p>○事業要件の廃止 ○役員要件の見直し（役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事） ○構成員要件の見直し（議決権を有する出資者の2分の1未満については農業者制限なし）</p>	<p>（6次産業化等経営発展を目指す場合） ○役員要件の見直し（役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事） ○議決権要件の見直し（農業者以外の者の議決権は2分の1未満）</p>	与党案に同じ

農業改革における主な論点と改革案の概要について

※アンダーラインは今後の検討事項

主な論点	規制改革会議の農業改革案(5/22)	与党案(6/10)	規制改革会議の答申(6/13)
<p>◆中央会制度の在り方 単位農協の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか。</p> <p>【現状】 ・農協法に基づく農協の指導機関としてJA全中、JA岐阜中央会が存在</p>	<p>○農業協同組合法に基づく中央会制度の廃止</p>	<p>○農協法上の中央会制度は適切な移行期間を設けた上で自律的な新たな制度に移行</p> <p>○<u>新たな制度は、具体的な事業や組織の在り方は系統内の検討も踏まえ、早期に結論</u></p>	<p>○農協法上の中央会制度は適切な移行期間を設けた上で自律的な新たな制度に移行</p> <p>○<u>新たな制度は、具体的な事業や組織の在り方は系統内の検討も踏まえ、早期に結論</u></p> <p>○<u>中央会は、各単協の自由な経営を制約しないようその在り方を抜本的に見直す必要有</u></p>
<p>◆全農の事業・組織の見直し 単位農協の農産物の有利販売、生産資材の有利購入に適した組織となっているか。</p> <p>【現状】 ・購買事業：県内7単協で約7割が系統利用 ・販売事業：県内7単協約9割が系統利用</p>	<p>○全農の株式会社化</p>	<p>○全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とする</p> <p>○<u>独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討する</u></p>	<p>与党案に同じ</p>
<p>◆単協の活性化・健全化の推進(信用事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点をおいて事業運営をするためには、信用事業はどうすればよいか。</p> <p>【現状】 ・農林中金・信連・単協が一体的に事業運営を行い、各種金融サービスを実施</p>	<p>○信用事業の農林中央金庫（信用農業協同組合連合会）への移管（単協は信用事業を行わないか、農林中金の窓口・代理業務を実施）</p>	<p>○信用事業は、既存方式（農林中金への事業譲渡・単協への代理店設置）の活用を推進を図ることとし、農林中金は手数料等の水準を早急に示す。</p>	<p>与党案に同じ</p>
<p>◆単協の活性化・健全化の推進(共済事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点をおいて事業運営をするためには、共済事業はどうすればよいか。</p> <p>【現状】 ・全共連と単協が一体となって共済サービスを提供</p>	<p>○共済事業の全国共済農業協同組合連合会への移管 ※単協は窓口・代理業務を実施</p>	<p>○共済事業は、現方式の中で、全共連が、単協の事務負担を軽減するように改善策を示し、その活用を推進を図る</p>	<p>与党案に同じ</p>

農業協同組合の見直し

農業改革における主な論点と改革案の概要について

※アンダーラインは今後の検討事項

主な論点	規制改革会議の農業改革案(5/22)	与党案(6/10)	規制改革会議の答申(6/13)
<p>◆単協の活性化・健全化の推進(経済事業の方向性) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点をおいて事業運営をするためにはどうしたらよいか。</p> <p>【現状】 ・信用事業をはじめ、営農指導事業、経済事業などを総合的に実施 ※営農指導・農業関連事業は赤字で、信用・共済事業の利益により補われている</p>	<p>○農業者の戦略的な支援を強化するため、単協の専門化・健全な運営を推進</p>	<p>○単協が、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行うために、下記を含む単協の活性化を図る ・農産物の買取販売の数値目標を定めて段階的に拡大 ・生産資材について最も有利なところから調達</p>	与党案と同じ
<p>◆理事要件の見直し 農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行うためには誰が理事に適しているか。</p> <p>【現状】 ・管内の各区域から推薦された者、事業に精通する者及び女性代表で構成 ※県内7総合農協の理事は215名（H25.7現在）</p>	<p>○理事の過半は、認定農業者及び地域内外問わず民間経営経験があり実績を十分有する者とする ○若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組む</p>	<p>○理事の過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする ○女性・青年役員を積極的に登用する</p>	与党案と同じ
<p>◆組織形態の弾力化 多様な組合員や地域住民のニーズに適した組織形態への転換できる仕組みが必要ではないか。</p> <p>【現状】 ・単協・連合会の合併の規定は準備されているが、分割・再編の規定はない</p>	<p>○単協・連合会組織の分割や株式会社、生協、社会医療法人等への転換など組織形態の転換を可能とする</p>	<p>○単協・連合会組織の分割や株式会社、生協、社会医療法人等への転換など組織形態の転換を可能とする ○<u>農林中金・信連・全共連は農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討</u></p>	与党案と同じ
<p>◆組合員の在り方 農業者の協同組織として、組合員の構成や事業利用量は適当か。</p> <p>【現状】 ・県内の3農協（ぎふ、陶都信用、飛騨）で、准組合員数が正組合員数を越えている</p>	<p>○准組合員の事業利用は、正組合員の2分の1以下</p>	<p>○<u>准組合員の事業利用について、一定のルールを導入する方向で検討</u></p>	与党案と同じ
<p>◆他団体等のイコールフットイング 安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせていないか。</p>	<p>○行政が、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うような措置の実施</p>	<p>○行政は、単位農協を農業者団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う</p>	与党案と同じ